

指定管理者候補者の選定結果について

北区健康福祉課所管の新潟市児童館施設について、令和5年8月7日より指定管理者を公募しておりましたが、以下のとおり候補者を選定しました。

施設名	①三ツ森児童館 ②早通児童センター ③豊栄児童センター	区分	公募
所在地	①新潟市北区高森429番地 ②新潟市北区早通37番地1 ③新潟市北区東栄町2丁目14番26号		
施設の概要	新潟市児童館施設は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第3項の規定に基づき、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、及びその情操をゆたかにすることを目的として設置された施設である。施設には、集会室、遊戯室、図書室、事務室等があり、児童に対する健全な遊び場の提供及び遊びの指導等の各種事業を実施している。		
指定管理者 申請者 評価会議	委員 風間 良光（風間良光税理士事務所 所長） 委員 鈴木 善正（すずき労務管理事務所 所長） 委員 田中 純一（新潟県児童館児童クラブ等連絡協議会 副会長） 委員 佐藤 康子（葛塚中学校 地域教育コーディネーター） 委員 マルシェフ 弘子（南浜地区主任児童委員）		
指定管理者 （候補者）	シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社 代表者 代表取締役 山田 智治 住 所 東京都調布市調布ヶ丘三丁目6番地3 （新潟営業所 所長 相田 彩佳 新潟市中央区万代4-1-11 太陽生命新潟ビル9F）		
指定期間（予定）	令和6年4月1日～令和9年3月31日		
選定理由	選定にあたっては、3団体から応募があり、評価会議において、応募者から提出を受けた事業計画書等について、施設の平等利用が確保されること、施設の効用が最大限に発揮され、対応・提案を行う能力があること、事業計画に沿った管理を安定して行う能力があることを選定基準に評価を行った。その後、評価会議における各委員からの意見と評価結果を参考に総合的に検討した結果、以下の理由により上記の候補者が最適であると判断し選定した。 候補者は、配慮を必要とする子どもとその保護者や職員が悩みを抱えた際、相談解決へと導くための体制が整っていることに加え、安全確保及び災害時の対応といった危機管理の体制が整っている。また、ICTを活用した研修の充実など人材育成の取組みに関しても有意義な提案があり、他団体の提案に比べて組織力が優れている。 なお、候補者選定の参考とした評価会議における評価結果は、別表のとおりである。		
現在の指定管理状況 との主な変更点	配慮の必要な子どもとその保護者へのサポート体制が充実していることに加え、中高生向けの事業が充実している。また、広報にも力を入れていることから、これまでの児童館利用者に加えて新たな利用者の拡充が期待される。 さらに、現場研修やICTを活用した研修など研修が充実しており、職員の資質向上が期待されることに加えて、悩みを抱える職員を相談解決に導くための体制が充実していることから、安定した雇用も期待される。		
スケジュール	第1回評価会議 7月20日 ※仕様書・選定基準・目標管理型評価項目の決定 公募要項等配布 8月7日～18日 公募説明会 8月24日 質問受付 8月24日～8月31日 応募受付 9月15日～22日 第2回評価会議 11月1日 今後、市議会12月定例会での審議・議決を経て、指定管理者に指定される。		
所管部署 （問い合わせ先）	北区健康福祉課児童福祉係 TEL：025-387-1335（直通） E-mail：kenko.n@city.niigata.lg.jp		

【参考】現指定管理期間の評価（令和4年4月～令和6年3月）

指定管理者	労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団
総評	新潟事業所において、良好な施設サービスの提供を継続している。施設管理が行き届き、利用者が心地よく安全に利用できる環境を整えている。施設の稼働率や利用者満足度も高く、コスト削減意識をもち経費節減に努めた管理運営を行っており、指定管理者として優良と評価する。

別表（評価結果）

選定基準・評価項目		配点	候補者	A	B(失格)
(1) 施設の平等利用の確保	①管理運営方針	5点	4.4	4.6	
	②施設の管理方法	5点	4.4	4.4	
(2) 施設に求められる機能を最大限に発揮し、対応・提案する能力	③予算の範囲内での適正な執行	5点	4.2	4.0	
	④児童への遊び場の提供及び遊びの指導	5点	4.6	4.4	
	⑤中学生・高校生への文化活動等の提供及び相談対応機能の発揮	5点	4.4	4.2	
	⑥子育て支援関係	5点	4.0	4.8	
	⑦施設の維持管理	5点	4.0	4.0	
	⑧広報、事業の周知	5点	4.4	4.0	
	⑨要望や苦情への対応	5点	4.0	3.8	
	⑩地域交流活動	5点	4.2	4.6	
	⑪子どもの居場所づくりに向けた支援の実施	5点	4.2	4.6	
(3) 事業計画に沿った管理を安定して行う能力	⑫法人の事業遂行能力	5点	4.2	4.2	
	⑬従事者の雇用・労働条件	5点	4.0	3.4	
	⑭人材育成の取組み	5点	4.8	3.8	
	⑮安全確保・災害時の対応	5点	4.2	4.0	
	⑯環境保護の取組み	5点	3.8	3.8	
	⑰社会貢献活動の実績	5点	3.6	3.6	
	⑱管理経費削減の具体的な取組み	5点	4.2	3.8	
	⑲ワーク・ライフ・バランス等を推進する取組み	5点	4.0	4.2	
⑳個人情報保護の取組み・関係法令の遵守	5点	4.4	4.2		
合計		100点	84.0	82.4	

※ 点数は評価会議の委員5名の平均

※ Bの申請者は応募があったが欠格要件該当となったため、プレゼンテーションを行わなかった